

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難及び消火に関する訓練)

第2条 条例第5条第2項の避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第3条 条例第14条第1項に規定する入所した者の健康診断は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて、入所時に行うとともに、少なくとも毎年定期に2回及び臨時に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期又は臨時の健康診断

3 条例第14条第1項に規定する職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(規程)

第4条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

(乳児院の長の研修)

第5条 乳児院の長は、2年に1回以上、条例第27条第2項に規定する研修を受けなければならない。

2 前項の研修は、乳児院の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。

(母子生活支援施設の設備の基準)

第6条 条例第33条第2項の母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児（条例第24条に規定する乳幼児をいう。以下同じ。）を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

(2) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(母子生活支援施設の長の研修)

第7条 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、条例第35条第2項に規定する研修を受けなければならない。

2 前項の研修は、母子生活支援施設の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。

(保育所の設備の基準)

第8条 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

区 分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同条第3項に定める構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

(3) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落を防止する設備が設けられていること。

2 保育室等を3階以上に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める構造とする。）又は同条第3項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に定める構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項に定める構造の屋外階段

(2) 前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下であること。

(3) 保育所の調理室が調理室以外の部分と建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次の各号のいずれかの要件に該当する調理室については、この限りでない。

ア スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な消火装置で自動式のものが設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(4) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(5) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落を防止する設備が設けられていること。

(6) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(7) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災のための処理が施されていること。

(児童養護施設の設備の基準)

第9条 条例第54条第2項の児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 男子用と女子用の便所を別にすること。ただし、少数の児童を対象として便所を設置するときは、この限りでない。
- (2) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (3) 入所している児童の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備を設けること。

(児童養護施設の長の研修)

第10条 児童養護施設の長は、2年に1回以上、条例第56条第2項に規定する研修を受けなければならない。

2 前項の研修は、児童養護施設の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。

(福祉型障害児入所施設の設備の基準)

第11条 条例第64条第2項の福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等盲児の補助のための設備を設けること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等肢体不自由のある児童の補助のための設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設及び主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 男子用と女子用の便所を別にすること。

(医療型障害児入所施設の設備の基準)

第12条 条例第73条第2項の医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の階段は、傾斜を緩やかにすること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等肢体不自由のある児童の補助のための設備を設けること。

(医療型児童発達支援センターの設備の基準)

第13条 条例第84条第2項の医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (2) 浴室及び便所の手すり等肢体不自由のある児童の補助のための設備を設けること。

(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)

第14条 条例第88条第2項の情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、男子用と女子用の便所を別にすることとする。ただし、少数の児童を対象として便所を設置するときは、この限りでない。

(情緒障害児短期治療施設の長の研修)

第15条 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、条例第90条第2項に規定する研修を受けなければならない。

2 前項の研修は、情緒障害児短期治療施設の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。

(児童自立支援施設の長の要件等)

第16条 条例第98条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は児童相談所設置市（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。）の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、条例第98条第2項に規定する研修を受けなければならない。

3 前項の研修は、児童自立支援施設の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。

(児童自立支援専門員の要件)

第17条 条例第99条第4号から第7号までの規則で定める期間は、前条第1項各号に掲げる期間とする。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 特例幼保連携保育所（条例附則第2項に規定する特例幼保連携保育所をいう。以下同じ。）の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設（同項に規定する幼保連携施設をいう。）の屋外遊戯場及び運動場の面積が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳未満の幼児につき条例第42条第6号規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 平成24年2月3日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第35条第3項又は第4項の規定に基づき同法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第11条第4号の規定は、適用しない。